

県税のしおり（令和 7 年度版）広告募集要項

1 概要

この要項は、神奈川県が作成する県税のしおり（令和 7 年度版）に掲載する広告を募集するに当たり、必要な事項を定めるものです。

2 募集の内容

（1）募集広告主数

広告主 1 者（広告取扱業者（代理店）の応募も可能です）

（2）印刷物

名 称	県税のしおり（令和 7 年度版）
規 格	A 4 判、中とじ
内 容	県税の概要等を解説した冊子
仕 様	本文 60 ページ（表紙及び裏表紙を含む。） 表紙及び裏表紙は再生コート紙又はコート紙（菊判 76.5kg） 本文は再生上質紙又は上質紙（菊判 48.5kg）
広告の掲載位置 及 び 規 格	裏表紙、A 4 判全面
広 告 枠 数	1 枠（分割不可）
色 数	4 色
予 定 数 量	6,900 部
発 行 日	令和 7 年 6 月 30 日（月）（予定）
用 途	県税に対する理解を深めてもらうため、窓口等に配架し、県民（法人を含む）に配布する。
主たる配架場所	県内の官公署等（県税事務所等を含む県機関、税務署、市区町村役場等）

（3）募集期間

令和 7 年 4 月 21 日（月）から令和 7 年 5 月 8 日（木）まで

（4）申込資格

神奈川県広告掲載要綱第 2 条第 2 項（1）から（8）までに記載されている者及び団体ではないこと。

3 広告の範囲

神奈川県広告掲載要綱第2条第1項に定めるもののほか、県税のしおりに掲載する広告として適当でないと知事が認めるものについては、掲載しないこととします。

4 広告原稿

- (1) 広告枠は1枠とし、分割はできません。
- (2) 広告スペース中に必ず1か所、10.0mm×20.0mm以上の大きさで「広告」の表記を行ってください。
- (3) 原稿作成に要する費用は、申込者に負担していただきます。

5 申込方法等

申 込 方 法	広告掲載申込書兼見積書（別紙）及び広告原稿案を、8に記載する場所へ持参又は郵送してください
決 定 方 法	見積合わせ
申 込 締 切	令和7年5月8日（木）午後5時（必着）

※ 広告掲載申込書兼見積書は神奈川県ホームページからダウンロードすることができます。

6 広告掲載の可否決定及び通知

- (1) 広告原稿案の内容等について、神奈川県広告掲載要綱、総務局広告掲載事務取扱要領及びこの募集要項の基準により、広告掲載の可否決定を行います。
- (2) 広告掲載料の見積金額が、県が定める予定価格を下回った場合は、否掲載とします。
なお、予定価格以上での申込がなかった場合は、必要に応じて再募集を行います。
- (3) 適正な申込数が募集枠数を超えた場合は、広告掲載料の見積金額が、県の定める予定価格以上である者のうち、最も高額である者を広告掲載する広告主等として決定します。
- (4) 見積金額が最も高額である者が複数ある場合は、総務局広告掲載事務取扱要領第9条第4項の規定によって、次のとおり抽選により決定します。

ア 日時 令和7年5月9日（金）午後3時

イ 場所 税制企画課内

ウ その他

(ア) 抽選を行う場合は、別途抽選対象者に事前に連絡します。

(イ) 抽選は、税制企画課職員が行います。

(ウ) 抽選当日は、上記の場所へ申込者が出席するしないにかかわらず抽選を行います。

(5) 広告掲載の可否は、申込者全員に通知します。広告掲載が決定した者は、速やかに7の手続を行ってください。

7 広告掲載決定後の手続

(1) 広告掲載決定通知書を受領した者は、同封されている広告掲載承諾書もしくは契約書に記名、押印し、収入印紙を貼付した上、8に記載する場所へ持参又は郵送してください。

(2) 広告原稿は、あらかじめ県と協議の上、令和7年5月29日(木)までに、完成したデータを8に記載する場所へ納品してください。

納品物は、電子データ及び紙媒体2部とします。

(3) 広告掲載料は、県が発行する納入通知書により、知事が指定する期日までに一括で納付してください。

8 申込み、問合せ先

神奈川県総務局財政部税制企画課 運営支援グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話(045)210-2311(直通)

9 その他

神奈川県広告掲載要綱及び総務局広告掲載事務取扱要領をよく確認の上、お申し込みください。